

那須塩原市農業委員会

第18回総会議事録

平成30年12月25日(火)

西那須野支所300会議室

1. 開催日時：平成30年12月25日(火) 午後1時30分～ 午後2時56分

2. 場 所：那須塩原市役所 西那須野支所 300会議室

3. 出席委員：20名

会長	15	君島 良一	委員	10	金田 廣衛
会長職務代理者	3	加藤 拓央	〃	11	藤田 一郎
委員	1	松本 忠太	〃	12	渡邊 透
〃	2	島田 晴子	〃	13	人見 二三夫
〃	4	三本木 直人	〃	14	大田原 重夫
〃	5	藤田 利男	〃	16	大根田 昇
〃	6	辻野 京子	〃	17	稲垣 政一
〃	7	竹村 文祥	〃	18	木村 孝子
〃	8	益子 文弘	〃	19	室井 孝美
〃	9	伊藤 順久	〃	20	石崎 清

4. 欠席委員：なし

5. 議事録署名人の指名：14番 大田原重夫委員、16番 大根田昇委員

6. 議 事

- 1) 議案第1号 買受適格証明願いについて（法第3条関係）
- 2) 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 3) 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 4) 議案第4号 農地法第5条の規定による許可処分取消願いについて
- 5) 議案第5号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について
- 6) 議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 7) 議案第7号 農業振興地域整備計画の変更について（除外関係）
- 8) 議案第8号 農業振興地域整備計画の変更について（区分変更関係）
- 9) 議案第9号 非農地証明願いについて
- 10) 議案第10号 農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定による農地利用集積円滑化団体等が優先買入協議を行う旨の通知要請について
- 11) 議案第11号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の協議に対する意見について
- 12) 議案第12号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定により市が作成する農用地利用配分計画案の事前協議に対する意見について

7. 出席事務局職員

事務局長	久留生利美	農地係長	新巻昭美
局長補佐兼農政係長	金子 嘉	農地係主査	印東恵

8. 傍聴人：なし

《会議内容》

事務局長 皆さんこんにちは、会議の前に 議案の訂正について お願いをいたします。
議案の訂正につきましては、本日 配布いたしました 一覧表『那須塩原市農業委員会 第18
回総会議案書の訂正』のとおりでございます。事務連絡は、以上です。
それでは、那須塩原市農業委員会第18回総会の開会に先立ち、会長からご挨拶を頂きます。

君島会長 《挨拶》

事務局長 総会の議長につきましては、那須塩原市農業委員会総会規則第5条の規定に従いまして、会長
が務めることとなります。
よろしくお願ひいたします。

《開会のブザー》

議長 ただ今より、那須塩原市農業委員会第18回総会を開会いたします。
ただ今の出席委員は20名全員でございますので、総会は成立していることを報告いたしま
す。
次に「議事録署名人の指名」を行います。
議事録署名人は、那須塩原市農業委員会総会規則第19条第2項に「議長が総会に諮って定め
る」と規定されております。
総会規則に基づき議長が指名することでご異議はございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、議席番号14番 大田原 重夫 委員と 議席番号16番 大根田 昇 委員
を指名いたします。

それでは議事に入ります。

議案第1号「買受適格証明願ひについて」を議題といたします。

番号1番について、大田原重夫委員の報告を求めます。

大田原重夫 委員

議案第1号、番号1番について、調査班を代表して報告します。

競売となった農地の入札に参加するため、農地を取得できる者である証明が必要となることか
らの願ひ出です。

願ひ出人、競売当事者、競売事由、土地の所在など入札情報は議案書記載のとおりです。

申請地は、上横林自治公民館より東へ900メートルに位置しています。

現地調査は、12月20日、午前9時25分頃に行いました。

願出人は農業の規模拡大をするため、今回の入札への参加を希望しております。

申請地においては水稻の栽培を計画しています。

調査班としては、地元調査員の説明から、願出人が申請地を耕作することに問題はないと判断
しました。

また、農地法第3条第2項各号にも該当しないことも確認いたしました。

番号1番の願ひ出は証明相当として委員各位のご審議をお願いし、報告を終わります。

議長 報告が終わりました。

番号1番について質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、大田原重夫委員の報告は証明相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

石崎清 委員

異議なし多数と認め、番号1番については、証明することに決しました。
議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。
番号1番、2番について、石崎清委員の報告を求めます。
議案第2号、番号1番、2番について調査結果を報告します。
農地を贈与する申請です。
譲渡人・譲受人・地番・地目・面積は議案書記載のとおりです。
1番2番とも兄弟、親子間ですので同時に報告いたします。
調査は、12月12日、午前10時40分頃行いました。
申請地は、県立黒磯南高校より南東に500メートルに位置しています。
贈与する理由としては、1番、兄弟で平成11年に相続しその後体調が悪く施設に入居し妹に贈与する運びとなりました。
2番、高齢により平成6年に相続を行い今現在施設に入居し、親子である娘に贈与する運びとなりました。
譲受人の経営状況は、水田2ヘクタール作付しております。
耕作予定としては、引き続き水稻を耕作する予定です。
調査の結果、本申請は、地元調査員としてやむを得ないと判断いたしました。
また、農地法第3条第2項各号に該当しないことも確認いたしました。
番号1番、2番の申請は許可相当と判断いたしましたので、委員各位のご審議をお願いし、調査報告を終わります。

議長

報告が終わりました。
番号1番、2番について、質疑、ご意見はございますか。
《特に意見なし》
無いようですので、石崎清委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。
《異議なしの声、多数》

益子丈弘 委員

異議なし多数と認め、番号1番、2番については、許可することに決しました。
番号3番、4番及び5番について、益子丈弘委員の報告を求めます。
議案第2号、番号3番、4番、5番について調査結果を報告します。なお3番4番は関連ですので一括して報告いたします。
譲渡人・譲受人・地番・地目・面積は議案書記載のとおりです。
調査は、12月17日、午前8時頃、申請地で申請人から行いました。
申請地は、3番、4番とも数ヶ室公民館より東へ約300メートルに位置しています。
交換する理由としては、申請地の隣接に所有農地があり、お互いの利便性と作業効率を考え今回の申請にいたしました。譲受人の経営状況はそれぞれトラクター、コンバイン、田植機等大型機械を所有し水稻を作付しております。申請地では水稻の作付を予定しています。
調査の結果、申請地は今後も引き続き耕作されることは確実です。
また、農地法第3条第2項各号に該当しないことも確認いたしました。
番号3番、4番の申請は許可相当と判断しましたので、委員各位のご審議をお願いし、続きまして番号5番について、調査報告します。
貸手人、借手人、地番、地目、面積は議案書記載のとおりです。
調査は、12月17日、午前8時頃申請地で申請人から行いました。

申請地は、こちらも数ヶ室公民館より東へ約300メートルに位置しています。
貸借する理由としましては、貸手人の年齢、水田も水はけが悪く作業管理が難しい。以前より貸手人や家族より対応を受けておりました。将来のことを考え今回の申請に至りました。
借手人の経営状況はトラクター、コンバイン、田植え機を所有し水稻を中心に作付しています。申請地では水稻を作付し、水はけが悪いところでは野菜を作ってみたいとのことでした。
調査の結果、申請地は今後も引き続き耕作されることは確実です。
また、農地法第3条第2項各号に該当しないことも確認いたしました。
番号5番の申請は、許可相当と判断しましたので、委員各位のご審議をお願いし、調査報告を終わります。

議長 報告が終わりました。

番号3番、4番及び5番について質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、益子丈弘委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、

番号3番、4番及び5番については、許可することに決しました。

番号6番、7番及び8番について、益子丈弘委員の報告を求めます。

益子丈弘 委員

議案第2号、番号6番、7番、8番について続けて報告いたします。

まず、6番から報告をいたします。農地を贈与する申請です。

譲渡人、譲受人、地番、地目、面積は議案書記載のとおりです。

調査は、12月13日、午後1時40分頃申請地で申請人から行いました。

申請地は、杉渡土公民館より南へ約1キロメートルに位置しています。

贈与する理由としては、長年譲渡人より農地の管理を任せられ、家族で耕作を行ってまいりましたが、高齢となり今後のことを考えて譲受人に託すことを決意し今回の申請にいたしました。

譲受人の経営状況は、水稻、大豆、野菜などを中心に家族と営農しています。

申請地では、水稻、大豆を引き続き栽培予定です。

調査の結果、申請地は今後も引き続き耕作されることは確実です。

また、農地法第3条第2項各号に該当しないことも確認いたしました。

番号6番の申請は、許可相当と判断しましたので委員各位のご審議をお願いします。

続きまして、番号7番について調査結果を報告します。農地を贈与する申請です。

譲渡人、譲受人、地番、地目、面積は議案書記載のとおりです。

調査は、12月13日、午後1時40分頃申請地で申請人から行いました。

申請地は杉渡土公民館より南へ1キロメートルに位置しています。

贈与する理由としては、長年譲渡人より農地を任せられ、耕作を行ってまいりましたが高齢で、県外に住んでいるということもあり、現在熱心に取り組んでいる譲受人に、託すのが一番と考え今回の申請にいたしました。

譲受人の経営状況は、水稻、大豆、野菜を中心に家族で営農しています。

申請地では、引き続き水稻、大豆の栽培を予定しています。

調査の結果、申請地は今後も引き続き耕作されることは確実です。

また、農地法第3条第2項各号に該当しないことも確認いたしました。

番号7番の申請は、許可相当と判断しましたので、委員各位のご審議をお願いします。

続きまして、番号8番について報告いたします。農地を贈与する申請です。

譲渡人、譲受人、地番、地目、面積は議案書記載のとおりです。

調査は、12月13日、午後4時頃、申請地で申請人から行いました。

申請地は、黒磯消防団2分団4部詰所より東へ1キロメートルに位置しています。

贈与する理由としては、譲渡人の兄が亡くなり、譲渡人が相続しましたが農業の意志がなく、日ごろから農作業に勤しんでいる譲受人(子供たちも農業に興味を持っている)に託すのが一番と考え、今回の申請に至りました。

譲受人の経営状況は、水稻を中心にネギや白菜の栽培をしています。

申請地では、引き続き水稻、ネギ、白菜の栽培を予定しています。

調査の結果、申請地は今後も引き続き耕作されることは確実です。

また、農地法第3条第2項各号に該当しないことも確認いたしました。

番号8番の申請は、許可相当と判断しましたので委員各位のご審議をお願いし調査報告を終わります。

議長 報告が終わりました。

番号6番、7番及び8番について質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、益子丈弘委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号6番7番及び8番については、許可することに決しました。

次に、番号9番について室井孝美委員の報告を求めます。

室井孝美 委員 議案第2号、番号9番について、調査結果を報告します。

農地に使用貸借権を設定する申請です。

貸手人、借手人、地番、地目、面積は議案書記載のとおりです。

調査は、12月17日、午前8時30分頃申請人宅で申請人から行いました。

申請地は、那須塩原市立波立小学校より南へ1キロメートルに位置しています。

貸借する理由としては、親子間の使用貸借です。貸手人が高齢のため経営移譲をしたいとのことです。

借手人の経営状況は、水稻589アール、野菜29アール、果樹30アール、トラクター2台、田植え機他、所有しています。

申請地では、果樹を予定しています。

調査の結果、申請地は今後も引き続き耕作されることは確実です。

また、農地法第3条第2項各号に該当しないことも確認いたしました。

番号第9番の申請は、許可相当と判断しましたので、委員各位のご審議をお願いし、調査報告を終わります。

議長 報告が終わりました。

番号9番について質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、室井孝美委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号9番については、許可することに決しました。
番号10番について、藤田一郎委員の報告を求めます。

藤田一郎 委員 議案第2号、番号10番について、調査結果を報告します。農地を売買する申請です。
譲渡人、譲受人、地番、地目、面積は議案書記載のとおりです。
調査は、12月20日、午前9時頃申請人宅で申請人から行いました。
申請地は3か所で、旧穴沢小学校より、それぞれ北へ約300メートル、北西へ約370メートル、北西へ約550メートルに位置しています。
売買する理由としては、当該農地は以前より譲受人が耕作しており、譲渡人の父の死後を機に譲渡人より売買の話があり、同意にいたったため今回の申請に至りました。
譲受人の経営状況は牧草193a、水稻104a、搾乳牛12頭、育成牛8頭を飼育しています。
申請地では、引き続き牧草の作付を予定しています。
調査の結果、申請地は今後とも引き続き耕作されることは確実です。
また、農地法第3条第2項各号に該当しないことも確認いたしました。
番号10番の申請は、許可相当と判断しましたので委員各位のご審議をお願いし、調査報告を終わります。

議長 報告が終わりました。
番号10番について質疑、ご意見はございますか。
《特に意見なし》
無いようですので、藤田一郎委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。
《異議なしの声、多数》
異議なし多数と認め、番号10番については、許可することに決しました。
番号11番について、金田廣衛委員の報告を求めます。

金田廣衛 委員 議案第2号、番号11番について、調査結果を報告します。農地を売買する申請です。
譲渡人、譲受人、地番、地目、面積は、議案書記載のとおりです。
調査は、12月24日、午後4時頃、申請人宅で申請人から行いました。
申請地は、那須塩原市西公民館より南へ約150メートルに位置しています。
売買する理由としては、譲渡人はかねてから健康上に不安があり、ここ一年は作付しておりませんでした。これから先も作付できる状況ではなく、耕作できる方を探していたところ隣接地である譲受人との売買の話がまとまり、今回の申請にいたりました。申請地は譲受人の土地を使わなければ進入路がない土地であります。
譲受人の経営状況は、水稻、果樹を近所の農家の手を借りながら、毎年しっかりと作付しております。
また、農地法第3条第2項各号に該当しないことも確認いたしました。
申請地では、地区の環境保全の花苗木の補助を予定しています。
調査の結果、申請地は今後とも引き続き耕作されることは確実です。
また、農地法第3条第2項5号に該当はしていますが、番号11番の申請は許可相当と判断しましたので委員各位のご審議をお願いし、調査報告を終わります。

議長 報告が終わりました。
番号11番について質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、金田廣衛委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号11番については、許可することに決しました。

番号12番について、松本忠太委員の報告を求めます。

松本忠太 委員

議案第2号、番号12番について調査結果を報告します。農地を売買する申請です。

譲渡人、譲受人、地番、地目、面積は議案書記載のとおりです。

調査は、12月17日、午後3時30分頃、申請地、申請人宅で申請人から行いました。

申請地は、狩野公民館より南東に約100メートル、同じく約800メートルに位置しています。

売買する理由としては、譲渡人は高齢及び独居のために規模縮小したいとのこと。譲受人におかれましては隣接地でもあり規模拡大して経営の安定を図るために今回の申請に至りました。

譲受人の経営状況は、水稲152アール、露地野菜6アールを作付しています。

申請地では水稲、育苗等、露地野菜の作付を予定しております。

調査の結果、申請地は今後も引き続き耕作されることは確実です。

また、農地法第3条第2項各号に該当しないことも確認いたしました。

番号12番の申請は、許可相当と判断しましたので委員各位のご審議をお願いし、調査報告を終わります。

議長

報告が終わりました。

番号12番について質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、松本忠太委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号12番については許可することに決しました。

番号13番について、渡邊透委員の報告を求めます。

渡邊透 委員

議案第2号、番号13番について、調査報告をします。農地を売買する申請です。

譲渡人、譲受人、地番、地目、面積は、議案書記載のとおりです。

調査は、12月17日、午前11時頃、申請地で申請人から行いました。

申請地は、上横林公民館より西へ約150メートルに位置しています。

売買する理由としては、申請人は農業経営の規模拡大のため農地を探していたところ、今回の話がまとまったので申請に至りました。

譲受人の経営状況は水稲135aを作付し、トラクター、田植え機、コンバインを各1台ずつ所有しています。

申請地では、水稲と野菜を耕作する予定とのこと。

調査の結果、申請地は今後も引き続き耕作されることは確実です。

また、農地法第3条第2項各号に該当しないことも確認いたしました。

番号13番の申請は、許可相当と判断しましたので委員各位のご審議をお願いし、調査報告を終わります。

議長

報告が終わりました。

番号13番について質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、渡邊透委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なしと多数と認め、番号13番については、許可することに決しました。

次に、議案第3号

「農地法 第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。

番号1番について、加藤拓央委員の報告を求めます。

加藤拓央 委員 議案第3号、番号1番について調査班を代表して報告します。

申請人が所有する農地にアパートを建築する申請です。

申請人、土地の所在、地目、面積、転用事業の概要は議案書記載のとおりです。

申請地は、那須塩原市立豊浦小学校より南西に約700メートルに位置しています。

現地調査は、12月19日、午前9時30分頃に行いました。

申請地は、周辺農地の拡がりが10ヘクタール未満となる区域内にあるので第2種農地区分となります。既存集落に接続した住宅等の建築は第1種農地区分の不許可の例外に該当するので、許可が可能となります。

申請に至った経緯は、高齢で農地の維持管理が困難になり申請地がショッピングモール、学校、JR黒磯駅に近く利用価値が高いということで集客数も見込めるということから今回の申請に至りました。

事業計画は、申請地にアパートを建築する内容となっています。

上下水道は市の施設を利用し、汚水は合併浄化槽にて敷地内処理とします。雨水は敷地内雨水浸透施設にて処理します。周囲にコンクリートブロックを設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。現地を確認した結果、隣接に農地はありますが転用しても問題はないと判断しました。地元調査員、調査班ともに許可相当として委員各位のご審議をお願いし、報告を終わります。

議長 報告が終わりました。

番号1番について 質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、加藤拓央委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なしと多数と認め、番号1番については許可することに決しました。

次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可処分の取消願いについて」を議題といたします。

番号1番について、伊藤順久委員の報告を求めます。

伊藤順久 委員 議案第4号、番号1番について調査班を代表して報告します。農地許可転用を取り消す願いで

す。願い出人、許可を受けた土地、許可を取り消す土地、取り消しの理由は議案書記載のとおりです。

願い出地は、那須塩原市立黒磯小学校より西に約500メートルに位置しています。

現地調査は、12月19日、午前10時45分頃に行いました。

願い出人は、願い出地を残土置場とするため、平成30年9月25日付で、5条許可を取得しましたが、工事計画の変更により残土置場が不要になったことから、許可を取消したいとのことです。現地を確認しましたが、許可となった事業は未実施の状況であるため、取り消しは可能であると判断いたしました。地元調査員、調査班ともに取消相当として委員各位のご審議をお願いし、報告を終わります。

議長 報告が終わりました。

番号1番について質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、伊藤順久委員の報告は取消相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号1番については取消を承認することに決しました。

次に、議案第5号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について」を議題といたします。

番号1番について、大田原重夫委員の報告を求めます。

大田原重夫 委員 議案第5号、番号1番について調査班を代表して報告します。

申請人は、平成29年2月に農地転用許可を取得しましたが、事業完了とならず、新たな事業計画により農地転用するための事業計画変更申請です。

申請人、土地の所在、地目、面積、変更計画の概要は議案書記載のとおりです。

申請地は、栃木県立那須特別支援学校から南に約200メートルに位置しています。

現地調査は12月20日、午後1時25分頃に行いました。

計画変更の理由は、当初計画の資金繰りがつかず、未着手のままであったところ、承継者より、申請地を貸店舗と駐車場にしたい旨申し出があったため申請に至りました。

現地を確認した結果、この計画変更はやむを得ないと判断しました。

地元調査員、調査班とも変更相当として委員各位のご審議をお願いし、報告を終わります。

議長 報告が終わりました。

番号1番について質疑、ご意見はございますか。

《意見特になし》

無いようですので、大田原重夫委員の報告は変更相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号1番については変更を承認することに決しました。

次に、議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。

番号1番について、大田原重夫委員の報告を求めます。

大田原重夫 委員 議案第6号、番号1番について調査班を代表して報告します。

売買により申請地へ豚舎を建築するための申請です。

譲渡人、譲受人、土地の所在、地目、面積、転用事業の概要は議案書記載のとおりです。

申請地は、那須塩原市立関谷小学校から北東へ1.2キロメートルに位置しています。

現地調査は、12月20日、午前9時40分頃に行いました。

申請地は、周辺農地の広がり10ヘクタール以上となる区域内にあるので第1種農地区分となります。農地転用は原則不許可ですが、農業用施設の建築は不許可の例外に該当します。

申請に至った経緯は、譲受人は本県及び関東地区において母豚2200頭の養豚経営を行って

おりますが、今般母豚3000頭一貫体制の規模拡大を進めたく用地の必要性が増したため今回の申請に至りました。

事業計画は申請地に豚舎を建築する内容となっています。給水は井戸水を利用し、汚水は糞尿処理施設、雨水は敷地内雨水浸透施設にて処理します。

周囲に残置森林を設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。現地を確認した結果、隣接に農地はありますが転用に問題はないと判断しました。地元調査員、調査班ともに許可相当として委員各位のご審議をお願いし、報告を終わります。

議長

報告が終わりました。

番号1番について質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、大田原重夫委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号1番については、許可することに決しました。

番号2番、3番について、伊藤順久委員の報告を求めます。

伊藤順久 委員

議案第6号、番号2番について調査班を代表して報告します。

売買により申請地へ宅地分譲をするための申請です。

譲渡人、譲受人、土地の所在、地目、面積、転用事業の概要は議案書記載のとおりです。

申請地は、那須塩原市立大原間小学校から北西へ約200メートルに位置しています。

現地調査は、12月19日、午前10時30分頃に行いました。

申請地は、都市計画法上の第1種低層住居専用地域及び第2種住居地域内にあるので、第3種農地区分となり許可の対象となります。

事業計画は、申請地に14区画の住宅用地を分譲する内容です。上下水道は市の施設を利用し、雨水は側溝にて集水後、雨水浸透施設にて処理します。既設のL型擁壁等により、土砂及び雨水の流出を防止します。

現地を確認した結果、隣接に農地はありますが転用に問題はないと判断しました。

地元調査員、調査班ともに許可相当として委員各位のご審議をお願いし、報告いたします。

続いて、議案第6号、番号3番について調査班を代表して報告します。

使用貸借により、申請地へ一般住宅を建築するための申請です。

貸人、借人、土地の所在、地目、面積、転用事業の概要は議案書記載のとおりです。

貸人と借人の関係は母と子です。

申請地は、戸田調整池より北西へ約700メートルに位置しています。

現地調査は、12月19日、午前11時40分頃に行いました。

申請地は、周辺の広がり10ヘクタール以上となる区域内にあるので第1種農地区分となります。農地転用は原則不許可ですが、既存集落に接続した住宅等の建築は不許可の例外に該当します。

事業計画は申請地へ一般住宅を建築する内容です。上下水道は市の施設を利用し、汚水は合併浄化槽にて処理とします。雨水は敷地内にて地下浸透処理とします。周囲にL型擁壁を設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。現地を確認した結果、隣接に農地はありますが、転用に問題はないと判断しました。

地元調査員、調査班ともに許可相当として委員各位のご審議をお願いし、報告を終わります。

議長	<p>報告が終わりました。</p> <p>まず番号2番について質疑、ご意見はございますか。</p> <p>《特に意見なし》</p> <p>無いようですので、伊藤順久委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。</p> <p>《異議なしの声、多数》</p> <p>異議なしと認め、番号2番については許可することに決しました。</p> <p>次に番号3番について質疑、ご意見はございますか。</p> <p>《特に意見なし》</p> <p>無いようですので、伊藤順久委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。</p> <p>《異議なしの声、多数》</p> <p>異議なし多数と認め、番号3番については許可することに決しました。</p> <p>次に、番号4番について、渡邊透委員の報告を求めます。</p>
渡邊透 委員	<p>議案第6号、番号4番について調査班を代表して報告します。</p> <p>使用貸借により、申請地へ一般住宅を建築するための申請です。</p> <p>貸人、借人、土地の所在、地目、面積、転用事業の概要は議案書記載のとおりです。</p> <p>貸人と借人の関係は父と子です。</p> <p>申請地は、西那須野消防署より南西に約300メートルに位置しています。</p> <p>現地調査は12月20日、午前10時10分頃に行いました。</p> <p>申請地は、周辺農地の拡がりが10ヘクタール以上となる区域内にあるので第1種農地区分となります。農地転用は原則不許可ですが、既存集落に接続した住宅等の建築は不許可の例外に該当します。</p> <p>申請に至った経緯は、実家で両親と同居していましたが、手狭になってきたことと、実家の農業の手伝いができることから今回の申請に至りました。</p> <p>事業計画は、申請地へ一般住宅を建築する内容です。</p> <p>上水道は市の施設を利用し、汚水は農業集落排水に接続し、雨水は敷地内にて地下浸透処理とします。周囲に土留めを設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。</p> <p>現地を確認した結果、隣接に農地はありますが転用に問題はないと判断しました。</p> <p>地元調査員、調査班ともに許可相当として委員各位のご審議をお願いし、報告を終わります。</p>
議長	<p>報告が終わりました。</p> <p>番号4番について質疑、ご意見はございますか。</p> <p>《時に意見なし》</p> <p>無いようですので、渡邊透委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。</p> <p>《異議なしの声、多数》</p> <p>異議なしと認め、番号4番については許可することに決しました。</p> <p>番号5番については、取り下げとなりましたので欠番となります。</p> <p>番号6番について渡邊透委員の報告を求めます。</p>
渡邊透 委員	<p>議案第6号、番号6番について調査班を代表して報告します。</p> <p>贈与により申請地に、一般住宅を建築するための申請です。</p> <p>譲渡人、譲受人、土地の所在、地目、面積、転用事業の概要は議案書記載のとおりです。</p> <p>申請地は、西那須野中学校から南西に1.5キロメートルに位置しています。</p>

現地調査は、12月20日、午前11時45分頃に行いました。

申請地は、周辺農地の広がり10ヘクタール以上となる区域内にあるので第1種農地区分となります。農地転用は原則不許可ですが、既存集落に接続した住宅等の建築は不許可の例外に該当します。

申請に至った経緯は、現在大田原市内に居住しているが手狭になったため両親の住まいに隣接している土地に住宅の建築する計画を立てたため、今回の申請に至りました。

事業計画は、申請地に一般住宅を建築する内容となっています。

上水道は市の施設を利用し、汚水は合併浄化槽にて処理します。雨水は敷地内にて地下浸透処理とします。周囲に擁壁を設置し土砂及び雨水の流出を防止します。

現地を確認した結果、隣接した農地はありますが転用に問題はないと判断しました。転用に先立ち農振農用地からの除外も完了しています。地元調査員、調査班ともに許可相当として委員各位のご審議をお願いし、報告を終わります。

議長 報告が終わりました。

番号6番について質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、渡邊透委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号6番については、許可することに決しました。

番号7番、8番について、大根田昇委員の報告を求めます。

大根田昇 委員 議案第6号、番号7番について調査班を代表して報告します。

使用貸借により、申請地に一般住宅を建築するための申請です。

貸人、借人、土地の所在、地目、面積、転用事業の概要は議案書記載のとおりです。

申請地は、那須塩原市立鍋掛小学校から北東へ約1.3キロメートルに位置しています。

貸人と借人の関係は父と子です。

現地調査は、12月19日、午前9時55分頃に行いました。

申請地は、周辺農地の広がり10ヘクタール以上となる区域内にあるので第1種農地区分となります。農地転用は原則不許可ですが、既存集落に接続した住宅等の建築は不許可の例外に該当します。

申請に至った経緯は、現在アパートに住んでいますが実家の後継者として考えたところ、実家は古く新築と思い調査したところ、宅地の一部になることから今回の申請に至りました。

事業計画は、申請地に一般住宅を建築する内容となっています。

上下水道は市の施設を利用し、汚水は合併浄化槽にて処理し、雨水は敷地内にて地下浸透処理とします。周囲にブロック塀を設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。現地を確認した結果、隣接に農地はありますが転用に問題はないと判断しました。地元調査員、調査班ともに許可相当として委員各位のご審議をお願いし、報告をします。

続きまして議案第6号、番号8番について調査班を代表して報告します。

使用貸借により、申請地に一般住宅を建築するための申請です。

貸人、借人、土地の所在、地目、面積、転用事業の概要は議案書記載のとおりです。

貸人と借人の関係は祖父と孫の夫です。

申請地は、JR那須塩原駅より北東に約1キロメートルに位置しています。

現地調査は、12月19日、午前10時25分頃に行いました。

申請地は、都市計画法上の第1種中高層住居地域内にあるので第3種農地区分となり対象となります。

申請に至った経緯は、アパートが手狭になったため新住宅を求めたいと考え、環境もよく通勤に便利な土地をと選び申請に至りました。

事業計画は、申請地に一般住宅を建築する内容となっています。

上下水道は市の施設を利用し、雨水は敷地内にて地下浸透処理とします。周囲に土羽等を設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。現地を確認した結果、隣接に農地はありますが転用に問題はないと判断しました。地元調査員、調査班ともに許可相当として委員各位のご審議をお願いし報告終わります。

議長 報告が終わりました。

まず第7番について質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、大根田昇委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号7番については許可することに決しました。

次に番号8番について質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、大根田昇委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号8番については、許可することに決しました。

続いて番号9番について大根田昇委員の報告を求めます。

大根田昇 委員 議案第6号、番号9番について調査班を代表して報告します。

売買により申請地に貸家を建築するための申請です。

譲渡人、譲受人、土地の所在、地目、面積、転用事業の概要は議案書記載のとおりです。

申請地は、JR黒磯駅より東に約300メートルに位置しています。

現地調査は、12月19日、午前9時20分頃に行いました。

申請地は、都市計画法上の第1種住居地域内にあるので第3種農地区分となり許可の対象となります。

申請に至った経緯は、駅から近く利用価値も高いことと思い今回の申請に至りました。

事業計画は、申請地に一戸建て賃貸住宅5棟を建築する内容となっています。

上下水道は市の施設を利用し、雨水は敷地内にて地下浸透処理とします。勾配を調整し土砂及び雨水の流出を防止します。現地を確認した結果、隣接に農地はありますが転用に問題はないと判断しました。地元調査員、調査班ともに許可相当として委員各位のご審議をお願いし、報告を終わります。

議長 報告が終わりました。

番号9番について質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、大根田昇委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

渡邊透 委員

異議なし多数と認め、番号9番については、許可することに決しました。

番号10番について、渡邊透委員の報告を求めます。

議案第6号、番号10番について調査班を代表して報告します。

売買により、申請地において駐車場を拡張するための申請です。

譲渡人、譲受人、土地の所在、地目、面積、転用事業の概要は議案書記載のとおりです。

申請地は、西那須野塩原インターチェンジより南へ約1キロメートルに位置しています。

現地調査は、12月20日、午前10時30分頃に行いました。

申請地は、周辺農地の広がり10ヘクタール以上となる区域内にあるので、第1種農地区分となります。農地転用は原則不許可ですが、本件は既存の敷地面積の2分の1を超えない範囲での敷地の拡張となる計画なので、不許可の例外に該当します。

申請に至った経緯は、業務拡張により駐車場の確保が必要となり既存敷地に隣接の申請地が適地ということで申請に至りました。

事業計画は、申請地に16台の従業員用駐車場を整備する内容となっています。

給排水の計画はなく、雨水は砂利敷きし雨水浸透施設にて処理します。周囲に土羽とL型擁壁を設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。

現地を確認した結果隣接に農地はありますが、転用に問題はないと判断しました。

地元調査員、調査班ともに許可相当として委員各位のご審議をお願いし、報告を終わります。

議長

報告が終わりました。

番号10番について質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、渡邊透委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号10番については、許可することに決しました。

次に、議案第7号「農業振興地域整備計画の変更について(除外関係)」を議題といたします。

番号1番について取下げとなりましたので、欠番となります。

番号2番、3番について、島田晴子委員の報告を求めます。

島田晴子 委員

議案第7号、番号2番について調査班を代表して報告します。

農業振興地域整備計画の変更申請について、市長から意見を求められたものです。

申請人、土地の所在、地目、面積、所有者、事業概要は議案書記載のとおりです。

申請地は、栃木県立那須清峰高校より南西に約1キロメートルに位置しています。

現地調査は、12月20日、午後1時15分頃に行いました。

変更の目的は、農用地区域からの除外です。

除外を必要とする理由は、申請者は全国的に事業を展開するハウスメーカーですが、那須塩原市内に新たに分譲住宅販売できる土地を探していたところ、幼稚園、小中高等学校に近い土地が見つかり、譲ってくれることになり申請に至りました。

申請地は、周辺農地の広がり10ヘクタール以上となる区域内にあるので、第1種農地区分となります。農地転用は原則不許可ですが本申請は既存集落に接続して住宅を建築する計画となっておりますので、不許可の例外に該当いたします。調査の結果、除外後の転用は許可が可能であると考えます。地元調査員、調査班とも、変更相当と判断しましたので、委員各位のご審議をお願いし、報告します。

続きまして、議案第7号、番号3番について調査班を代表して報告します。

農業振興地域整備計画の変更申請について、市長から意見を求められたものです。

申請人、土地の所在、地目、面積、所有者、事業概要は議案書記載のとおりです。

申請地は、那須塩原市立南小学校より北に約500メートルに位置しています。

現地調査は、12月20日、午前11時30分頃に行いました。

変更の目的は、農用地区域からの除外です。

除外を必要とする理由は、申請者は申請地の隣接にコンビニエンスストアを経営しておりますが、南側県道と西側私道の交差点の改修事業により、敷地の一部が買収され駐車場面積が減り売り上げの減少が危惧されることから、申請地を借り駐車場を拡張しより一層の集客に対応するようにしたいとのことです。

申請地は、周辺農地の広がりが10ヘクタール以上となる区域内にあるので、第1種農地区分となります。農地転用は原則不許可の区域ですが、本件は既存の敷地面積の2分の1を超えない範囲での敷地の拡張となる計画なので、不許可の例外に該当します。

調査の結果、除外後の転用は許可が可能であると考えます。

地元調査員、調査班ともに変更相当と判断しましたので、委員各位のご審議をお願いし、調査報告を終わります。

議長 報告が終わりました。

まず、番号2番について質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、島田晴子委員の報告は変更相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号2番については、変更相当として市長へ回答いたします。

次に、番号3番について質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、島田晴子委員の報告は変更相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号3番については、変更相当として市長へ回答いたします。

番号4番については、取下げとなりましたので、欠番となります。

番号5番、6番について、大田原重夫委員の報告を求めます。

大田原重夫 委員

議案第7号、番号5番について調査班を代表して報告します。

農業振興地域整備計画の変更申請について、市長から意見を求められたものです。

申請人、土地の所在、地目、面積、所有者、事業概要は議案書記載のとおりです。

申請地は、市立西小学校より北へ約300メートルに位置しています。

現地調査は1、2月20日、午前10時45分頃に行いました。

変更の目的は農用地区域からの除外です。

除外を必要とする理由は、申請人はタクシー業を営んでおり、現在4ヶ所の駐車場で不便をきたしておりましたが、今後は駐車場を1ヶ所に集約し利便性を高めたいと考え、申請しました。

申請地は、周辺農地の広がりが10ヘクタール未満となる区域内にあるので、第2種農地区分となります。第1種農地区分の不許可の例外に該当する場合、または、申請地以外では申請目

的が達成できないと認められる場合に、許可が可能となります。

調査の結果、除外後の転用は許可が可能であると考えます。地元調査員、調査班とも変更相当と判断しましたので委員各位のご審議をお願いし、調査報告をします。

続きまして、議案第7号、番号6番について調査班を代表して報告します。

農業振興地域整備計画の変更申請について、市長から意見を求められたものです。

申請人、土地の所在、地目、面積、所有者、事業概要は議案書記載のとおりです。

申請地は、那須塩原市立東小学校より西へ約500メートルに位置しています。

現地調査は、12月20日、午前11時55分頃に行いました。

変更の目的は、農用地区域からの除外です。

除外を必要とする理由は、申請人は那須塩原市内において新車、中古車の販売、自動車整備及び自動車のレンタル業を行っておりますが、今回栃木県内で初めて軽キャンピングカーの販売の権利を取得したため、新規店舗を出店したいと考えていたところ、幹線道路沿いにある申し出地がみつかりました。ショールーム、事務所及び自動車整備工場を設置し、展示場、車輛等合わせて約200台のスペースが必要であり今回の事業面積の申請となりました。

道路、下水道管その他の公共用施設又は鉄道の駅、その他施設の状況がある程度達している区域にあるので第3種農地区分となります。

水管、下水道管が埋設されている沿道での区域であり、かつ申請地から概ね500メートル以内に2以上の教育施設、医療施設、その他の公共施設等がある区域に設置される施設であれば農地転用が可能となります。調査の結果、除外後の転用は許可が可能であると考えます。

地元調査員、調査班とも変更相当と判断しましたので、委員各位のご審議をお願いし、調査報告を終わります。

議長 報告が終わりました。

まず、番号5番について質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、大田原重夫委員の報告は変更相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号5番については、変更相当として市長へ回答いたします。

次に番号6番について質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、大田原重夫委員の報告は変更相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号6番については、変更相当として市長へ回答いたします。

番号7番、8番について、島田晴子委員の報告を求めます。

島田晴子 委員 議案第7号、番号7番について調査班を代表して報告します。

農業振興地域整備計画の変更申請について、市長から意見を求められたものです。

申請人、土地の所在、地目、面積、所有者、事業概要は議案書記載のとおりです。

申請地は、那須塩原市立槻沢小学校から北東に約400メートルに位置しています。

現地調査は、12月20日、午後1時50分頃に行いました。

変更の目的は、農用地区域からの除外です。

除外を必要とする理由は、申請者は栃木県産木材を主力とした建築材の生産を行っておりま

す。近年木材の需要に供給が追いつかないため工場を増設しているところ。主力のはり、けた材が特に強く丸太を多く確保しておくことから、工場から近い場所を保管場所にする必要があり工場に近い申請地が理想の場所であるとして今回の申請に至りました。

申請地は、周辺農地の広がり10ヘクタール以上となる区域内にあるので、第1種農地区分となります。農地転用は原則不許可ですが、本件は既存の敷地面積の2分の1を超えない範囲での敷地の拡張となる計画なので、不許可の例外に該当します。調査の結果、除外後の転用は許可が可能であると考えます。地元調査員、調査班とも変更相当と判断しましたので、委員各位のご審議をお願いし、調査報告します。

続きまして、議案第7号、番号8番について調査班を代表して報告します。

農業振興地域整備計画の変更申請について、市長から意見を求められたものです。

申請人、土地の所在、地目、面積、所有者、事業概要は議案書記載のとおりです。

申請地は、那須塩原市下大貫集落センターから東に約250メートルに位置しています。

現地調査は、12月20日、午前11時5分頃に行いました。

変更の目的は、農用地区域からの除外です。

除外をする理由は、周囲を山林に囲まれ孤立した田であり、所有者は高齢で維持管理が困難になってきたため、土地の活用を模索していたところ、土地賃借料が見込める太陽光発電システムの設置に同意し、今回の申請に至りました。

申請地は、周辺農地の広がり10ヘクタール未満となる区域内にあるので、第2種農地区分となります。第1種農地区分の不許可の例外に該当する場合、または、申請地以外では申請目的が達成できないと認められる場合に許可が可能となります。調査の結果、除外後の転用は許可が可能であると考えます。地元調査員、調査班とも変更相当と判断しましたので委員各位のご審議をお願いし、調査報告を終わります。

議長 報告が終わりました。

まず番号7番について質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、島田晴子委員の報告は変更相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号7番については変更相当として市長へ回答いたします。

次に番号8番について質疑、ご意見はございますか。

松本忠太 委員 太陽光発電の総面積を教えてください。

事務局 総面積は54万6,858平方メートルとなりますので、54ヘクタールとなります。

議長 他に質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、島田晴子委員の報告は変更相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号8番については、変更相当として市長へ回答いたします。

番号9番について島田晴子委員の報告を求めます。

島田晴子 委員 議案第7号、番号9番について調査班を代表して報告します。

農業振興地域整備計画の変更申請について、市長から意見を求められたものです。

申請人、土地の所在、地目、面積、所有者、事業概要は議案書記載のとおりです。

申請地は、那須塩原市立箒根中学校から東へ700メートルに位置しています。

現地調査は、12月20日、午前9時55分頃に行いました。

変更の目的は、農用地区域からの除外です。

除外を必要とする理由は、市が設置した防火水槽が安全な道づくり事業の工事用地にかかるため既存防火水槽の撤去、及び新設が必要な状況です。移設予定地が農振農用地であることから除外申請にいたしました。

申請地は、周辺農地の広がり10ヘクタール以上となる区域内にあるので、第1種農地区分となります。農地転用は原則不許可ですが、土地収用法第3条該当事業のため、農地法適用除外となります。調査の結果、地元調査員、調査班とも変更相当と判断しましたので、委員各位のご審議をお願いし、調査報告を終わります。

議長 報告が終わりました。

番号9番について質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、島田晴子委員の報告は変更相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号9番については、変更相当として市長へ回答いたします。

次に、議案第8号「農業振興地域整備計画の変更について(区分変更関係)」を議題といたします。

番号1番、2番について、藤田一郎委員の報告を求めます。

藤田一郎 委員 議案第8号、番号1番について調査班を代表して報告します。

農業振興地域整備計画の変更について、市長から意見を求められたものです。

申請人、土地の所在、地目、面積、所有者、事業概要は議案書記載のとおりです。

申請地は、戸田調整池より北に1.5キロメートルに位置しています。

現地調査は、12月19日、午前11時50分頃に行いました。

変更の目的は、農用地区域の区分変更です。

区分変更を必要とする理由は、申請人は茨城県常陸大宮市の本社を中心に全国11の支店、分譲を持ち酪農を展開しております。近年の生乳生産の受給をめぐる情勢に伴い、経営基盤の強化のため、当該地に搾乳施設及び牛舎、堆肥舎、飼料倉庫を設置するものです。

申請地は、周辺農地の広がり10ヘクタール以上となる区域内にあるので第1種農地区分となります。農地転用は原則不許可ですが、本申請は農業用施設となる計画なので不許可の例外に該当します。調査の結果、区分変更後の転用許可が可能であると考えます。

地元調査員、調査班とも変更相当と判断しましたので委員各位のご審議をお願いし、報告します。

続きまして、議案第8号、番号2番について調査班を代表して報告します。

農業振興地域整備計画の変更について、市長から意見を求められたものです。

申請人、土地の所在、地目、面積、所有者、事業概要は議案書記載のとおりです。

申請地は、戸田調整池より東へ1キロメートルに位置しています。

現地調査は、12月19日、午前11時10分頃に行いました。

変更の目的は、農用地区域の区分変更です。

区分変更を必要とする理由は、申請人は現在青木地内で牧場を営んでおりますが、堆肥舎、子

牛飼養施設が手狭になったために当該地に新設をするものであります。

申請地は、周辺農地の広がりがある10ヘクタール以上となる区域内にあるので第1種農地区分となります。農地転用は原則不許可ですが、本申請は農業用施設となる計画なので不許可の例外に該当します。調査の結果、区分変更後の転用許可が可能であると考えます。地元調査員、調査班ともに変更相当と判断しましたので、委員各位のご審議をお願いし、報告を終わります。

議長 報告が終わりました。

まず、番号1番について質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、藤田一郎委員の報告は変更相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号1番については変更相当として市長へ回答いたします。

次に、番号2番について質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、藤田一郎委員の報告は変更相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号2番については変更相当として、市長へ回答いたします。

次に議案第9号「非農地証明願いについて」を議題といたします。

番号1番について、渡邊透委員の報告を求めます。

渡邊透 委員

議案第9号、番号1番について調査班を代表して報告します。非農地証明の願い出です。

願い出人、願い出地の所在、地目、面積、利用状況は議案書記載のとおりです。

願い出地は、西那須野消防署より南西へ約300メートルに位置しています。

現地調査は、12月20日、午前10時10分頃に行いました。

願い出地の現況は宅地となっており、20年以上耕作されなかったことを証する書類として、空中写真が添付されています。証拠書類と現地を確認した結果、願い出地を農地に復元することは困難であり、農地法第2条に規定する農地には該当しないと判断いたしました。

以上のことから、地元調査員、調査班ともに非農地証明願いは証明相当として、委員各位のご審議をお願いし、報告を終わります。

議長 報告が終わりました。

番号1番について質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、渡邊透委員の報告は証明相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号1番については、証明することに決しました。

次に、議案第10号「農業経営基盤強化促進法第16号第1項の規定による農用地利用集積円滑化団体等が優先買入協議を行う旨の通知要請について」を議題といたします。

番号1番について加藤拓央委員の報告を求めます。

加藤拓央 委員

議案第10号、番号1番について調査班を代表して報告します。

農地を売り渡したい旨の申出があったことから、認定農業者等の効率的、安定的な農業経営を行う者へ農地の利用が図れるよう、農業公社などの農地利用集積円滑化団体が、一時的に申出地を保有する必要があるか確認するものです。

あっせんの申出人、土地の所在、地目、面積は議案書記載のとおりです。

申請地は、那須高原大橋より南へ約2.3キロメートルに位置しています。

現地調査は、12月19日、午後12時頃に行いました。

申請に至った経緯は、現在は離農しており、周辺の農家に有効利用してほしいとのことです。

現地を確認した結果、申出地は認定農業者等の地域の担い手に集積させることが望ましい農地であり、円滑化団体による買入れが必要であると判断しました。地元調査員、調査班ともに円滑化団体による優先買入協議は必要であると認め、市長通知は要請相当として、委員各位のご審議をお願いし、報告を終わります。

議長 報告が終わりました。

番号1番について質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、加藤拓央委員の報告は要請相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声 多数》

異議なし多数と認め、番号1番については、通知を要請することに決しました。

次に、議案第11号「農業経営基盤強化法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の協議に対する意見について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第11号についてご説明いたします。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定によりまして、農用地利用集積計画は農業委員会の決定を経て市長が定めるとなっていることから協議があったものです。

議案書19ページから46ページが「利用権設定関係」の案件で83件、合計面積は1,023,199.25平方メートルとなります。この内、43～46ページの4件が中間管理事業の対象となります。続いて47ページが「所有権移転関係」の案件で1件 面積は10,478平方メートルとなります。調査を担当されました、農地利用最適化推進委員各位から、報告書の提出をいただきましたが、全ての案件で同条第3項の各要件を満たしていることから、市長への回答は決定として問題はないと思われまます。

議長 説明が終わりました。

このことについて質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、事務局説明について、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、議案第11号は事務局提案のとおり、決定することを決しました。

次に、議案第12号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定により、市が作成する農用地利用配分計画案の事前協議に対する意見について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第12号についてご説明いたします。

議案書は48ページから51ページとなります。

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項に基づき作成されます、農用地利用配分計画の案に対し同条第3項の規定により、農業委員会の意見を求められたものです。調査を担当されました農地利用最適化推進委員各位から、報告書の提出をいただきましたが、対象の6

件、164,409平方メートルにつきましては、同法第18条第4項に規定された計画認可要件を満たしていることから、計画案は妥当とする意見として、問題は無いと思われま

議長 説明が終わりました。

このことについて質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、事務局説明について、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、議案第12号の計画案は妥当として市長へ回答いたします。

以上で全ての議事が終了いたしました。慎重審議いただきありがとうございました。

これもちまして、那須塩原市農業委員会第18回総会を閉会いたします。

本議事録が正確であることを証するため、ここに署名する。

議事録署名人

14番

16番
